

「項目23～26：原子力関連」に関する補足資料

フィリップ・ワイト（原子力資料情報室）
満田夏花（所属：地球・人間環境フォーラム）

以下の説明の中で項目23～26のほとんどの検討ポイントが総合的にカバーされている。項目ごとに、あるいは検討ポイントごとに、2007年11月26日のNGO提言書および論点整理表に掲載されたNGOコメントにカバーされている。

今後、JBIC/NEXIが支援する原子力関連プロジェクトが増える可能性が高いとすれば¹、確認すべき固有の問題（核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分）について、原子力関連プロジェクトに求められる要件をステークホルダー等に分かりやすく伝えることがますます重要となる。（項目24）

1）原子力固有の問題の取り扱いと情報公開

原子力関連プロジェクトは他のプロジェクトと性質が違ふと多くの人々が感じている。少なくとも次の4点で性質的に違ふと考える。

- ・ 原子力は他の技術より複雑で制御しにくい。
- ・ チェルノブイリ事故が示すように、原子力発電所の事故は広範囲にわたり長期的に影響を及ぼす。論点整理表項目24、検討ポイント1に対するNGOのコメントに書いてあるように、『ガイドラインにある「派生的・二次的な影響、累積的影響」とは次元とは異なる問題です。』事故対応のために複数の国際条約（原子力事故早期通報条約、原子力事故緊急事態援助条約）が必要とされていることもこのことを物語っている。
- ・ 原子力における投資リスクが非常に高い。²
- ・ 原子力は他の分野より政治的な問題と絡んでいる。特に、核兵器と安全保障との関係があるため、透明度の低いプロセスで計画が進められる可能性が高い。結果的に、他の分野に比して重

¹日本政府は海外の新規原子力発電所向けの公的信用を積極的に推進しようとしている。最近の新聞記事によると「新規建設では米国政府の債務保証に対し、日本がこれを補完することで合意、米国は日本のサポートに対し期待を示した。日本は今後、日本貿易保険、国際協力銀行を通じた補完の具体策の検討を進める」と書いてある（*原子力産業新聞*08年5月29日）。また、「五月の日中首脳会談で福田康夫首相が胡錦濤国家主席に、中国での原子力発電所建設における技術協力を約束した可能性がある」という報道もあった（*月刊誌「選択」の6月号*）。

²スリーマイル島とチェルノブイリ事故の影響で、70～80年代の原子力発電所の投資が大失敗に終わった。その結果、格付け会社が今でも原子力投資を厳しく評価している。チェルノブイリ事故以来、西ヨーロッパで始めて建設される原子力発電所、フィンランドのオルキルオト3号基（EPR、建設開始2005年8月）の建設は既に2年間遅れ予算を大幅に超えている。米国の新規建設コストの最近の評価が1基60億ドルで急に上がっている。

要な情報がステークホルダー等から隠され、パブリック・レビューを経ずに事業が実施される恐れがある。

原子力関連プロジェクトは他のプロジェクトと次元の異なる環境社会影響とリスクを及ぼすため、「一般的に影響を及ぼしやすいセクター」に追加し環境チェックリストを作成すべきである。(項目23)

日本では原子力関連プロジェクトは他のプロジェクトと性質の違うものとして扱われている。原子力の固有の問題が環境影響評価書(EIA)ではなく、設置許可申請書に含まれている。これらの問題は環境・社会影響を配慮すべき問題である。この情報が含まれている文書は環境影響評価書(EIA)と同等に重要であり、公開もEIAの公開と同等に重要である。日本では設置許可申請書は公開されている。

原子力の固有の問題がEIAに含まれないため、JBIC/NEXIの現行ガイドラインの規定だけでは必要な情報が国内外のステークホルダーに提供されない可能性がある。このことは、下記の二つの点で問題である。

事業実施国内のステークホルダーが、事業の安全性等に関する情報にアクセスできないこと。
JBIC/NEXIの支援に関するアカウンタビリティが日本国民に対して果たされないこと。

原子力関連プロジェクトが透明度の低いプロセスで進められる恐れがあるからこそ、原子力の固有の問題について、原子力関連プロジェクトに求められる要件をガイドラインに規定し、これらの問題についての情報を盛り込んだ文書を公開すべきである。(項目24、25)

相手国で作成される主要な文書がステークホルダーに提供されない可能性があるだけでなく、原子力関連プロジェクトにおけるJBIC/NEXIの審査プロセスも国内外のステークホルダーに知られてない。最近、安全確保等の確認の事務手続きについての資料(以下「事務手続き」)³を手に入れたが、この手続きが日本国内において一般的に知られていない。核拡散防止の確認が経済産業省の貿易経済協力局の貿易管理部の安全保障貿易審査課によって行われているが、確認がどのように行われ、どのような形でJBIC/NEXIに通知され、JBIC/NEXIの意思決定に反映されているかが不明である。

JBIC/NEXIの審査プロセスが見える形で、原子力関連プロジェクトに求められる要件をガイドラインに規定すべきである。(項目24)

2) 原子力関連プロジェクトの固有の問題に関する確認方法

核拡散の防止

原子力関連輸出に関しては、経済産業省の安全保障貿易審査課が核拡散防止(「安全保障」)を確認することとなっている。国内の規制だけではなく国際的な規制もある。現在、45カ国からなる原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインで定められた条件によって、輸出先国が国際原子力機

³ 「原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認について(事務手続き)平成15年2月7日」(福島瑞穂議員の質問への回答)

関（IAEA）の包括的保障措置協定を実行していなければ原子力関連技術を輸出することができないことになっている。しかし、IAEAの安全保障措置に限界があり、核拡散防止制度を強める必要があるということが国際的に広く認識されている。核拡散防止を確保するために、JBIC/NEXIがさらに一歩踏み込んだ有効な措置をとることができる。

JBIC/NEXIは、原子力関連プロジェクトへの支援に際して、当該国がIAEA包括的保障措置協定の批准に加えてIAEA追加議定書を批准していることを要件とすることを検討すべきである。（項目2.4）

IAEAの安全保障措置に限界があり、核拡散防止制度を強める必要があるということは日本政府を始め広く認識されている⁴。IAEA追加議定書には、核燃料サイクル全体へのアクセス、無通告査察、施設外の資料採取等の重要な項目が含まれているため、通常のIAEA保障措置協定より核拡散防止効果が高い。2008年5月30日現在で、117カ国プラスEUが追加議定書を署名し、過半数が実行している。

（質問事項）

下記につきご教示下さい。

1. 現在までにJBIC/NEXIが融資／付保等により支援した原子力関連案件の数。
2. 核拡散防止の確認に関する経済産業省安全保障貿易審査課とJBIC/NEXIのそれぞれの責任範囲。
3. 核拡散防止に関する、安全保障貿易審査課とJBIC/NEXIそれぞれの確認のタイミング、項目、手法。
4. 安全保障貿易審査課により核拡散防止の観点から適切ではないとされた案件の有無。
5. JBIC/NEXIが核拡散防止上の観点から融資／付保を謝絶した案件の有無。

安全性の確保・事故時の対応

原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等の確認は、資源エネルギー庁原子力政策課が行っている。原子力関連プロジェクトのための公的信用が検討されていれば、原子力政策課は、「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票」（以下「調査票」）に沿って原子力政策課が安全確保等を確認する。輸出される資機材が国際基準を満たしているか、輸出先国が安全規制を適切に行える体制を整備し国際取り決めを受け入れ、それを遵守しているか等を確認する（「事務手続き」を参照）とされているが、個別案件の総合的な確認は限定的である。また、この確認では国際機関による独立的な安全確認が義務付けられていない。条約に加盟しているから安全性が確

⁴ 2010年核拡散防止条約（NPT）運用検討会議、第2回準備委員会（2008年4月28日～5月9日）で、日本政府がIAEA保障措置について提出したワーキングペーパーの中に「追加議定書をNPTの保障措置基準に」という主張がある。また、2008年1月に発表された政策提言「持続可能な未来のための原子力」において、国際問題研究所の「新しい核の秩序に関するタスクフォース」（遠藤哲也座長・元原子力委員会委員長代理）が「原子力供給国グループ（NSG）は、追加議定書の批准を核関連物質や技術の提供の追加的な条件とすべきである」と提案している。さらに、核不拡散問題検討会（委員長：柳井俊二・元駐米大使）が2008年4月15日に発表した「原子力平和利用推進と核不拡散強化のための提言―地球温暖化とエネルギー安全保障の同時解決に向けて―（概要）」で「G8において追加議定書の締結を原子力資機材の供給条件とすることに合意すべきである」と主張した。

保されたとは言えない。従って、当該プロジェクトの安全性・事故時の対応の情報を借入人等に求めることが重要である。

現行制度では、原子力政策課は機器等の製造者が自らの責務を認識しているかどうかを確認するが（「事務手続き」を参照）実施主体が有する安全確保計画や事故時の対応計画の内容、その実施能力等の確認は行っていないと理解している。

JBIC/NEXIは、原子力関連プロジェクトへの支援に際して、関係各省と協力し、輸出する資機材の安全性、安全確保 / 事故時の対応計画およびこれらに関する実施主体の実施能力を確認すべきである。（項目 2 4）

調査票を見る限り原子力政策課の安全確保等の確認が非常に形式的で、個別案件を総合的に評価していない。原子力関連プロジェクト固有の問題における環境社会配慮が適切に実行されるかどうかを確認しているとは考えがたい。また、原子力政策課は原発輸出を推進する役割もあるため、客観性も欠けている。

安全確保等の確認を補強し客観性を高めるため、原子力関連プロジェクトの支援・融資の検討に当たって、専門家及びNGOを含む第三者機関を設置すべきである。（項目 2 6）

（質問事項）

下記につきご教示下さい。

6. 原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等の確認に関する、資源エネルギー庁と JBIC / NEXI のそれぞれの責任範囲。
7. 安全確保等に関する資源エネルギー庁と JBIC/NEXI それぞれの確認のタイミング、項目、手法。
8. JBIC/NEXI が支援を行う原子力関連案件はすべて資源エネルギー庁の確認を得るのか。
9. 資源エネルギー庁により安全確保の観点から適切ではないとされた案件の有無。
10. 現在までに、JBIC/NEXI が安全性の確保という観点から融資 / 付保を謝絶した案件の有無。

放射性廃棄物の適切な管理・処分

原子力政策課の調査票に「放射性廃棄物の処分」という項目がある。関連条約に加盟しているかどうかを確認している。しかし、安全確保と同様に、国際機関の独立的な廃棄物管理・処分の確認が義務付けられていない。また、管理・処分計画の内容の確認や実効性、実施機関の能力等の確認は行っていないと理解している。

JBIC/NEXIは、原子力関連プロジェクトへの支援に際して、放射性廃棄物の管理・処分方法を確認すべきである。条約の加盟状況のみではなく、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の管理・処分計画の内容、実効性、実施機関の能力等を確認すべきである（項目 2 4）

放射性廃棄物の適切な管理・処分の確認を補強し客観性を高めるため、原子力関連プロジェクトの支援・融資の検討に当たって、専門家及びNGOを含む第三者機関を設置すべきである。（項目 2 6）

(質問事項)

下記につきご教示下さい。

11. 原子力資機材輸出の公的信用付与における放射性廃棄物の適切な管理・処分の確認に関する資源エネルギー庁原子力政策課と JBIC / NEXI のそれぞれの責任範囲。
12. 放射性廃棄物の適切な管理・処分にに関する資源エネルギー庁と JBIC/NEXI それぞれの確認のタイミング、項目、手法。
13. JBIC/NEXI が使用済み核燃料等の放射性廃棄物の管理・処分計画の内容を確認せずに、融資 / 付保を決定することがあるのか。
14. 資源エネルギー庁により放射性廃棄物の管理・処分の観点から適切ではないとされた案件の有無。
15. JBIC/NEXI が放射性廃棄物の管理・処分の適切性の観点から、融資 / 付保を謝絶した案件の有無。